

財務諸表の記載要領

令和7年4月1日

□貸借対照表

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

□損益計算書

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領 6 は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領 8 は「前期損益修正損」の記載に、記載要領 9 は特別損失の「その他」の記載に、記載要領 10 は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

□株主資本等変動計算書

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

る。

- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金
 - その他有価証券の売却又は減損処理による増減
 - 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - ② 繰延ヘッジ損益
 - ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
 - 純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
 - 新株予約権の発行
 - 新株予約権の取得
 - 新株予約権の行使
 - 新株予約権の失効
 - 自己新株予約権の消却
 - 自己新株予約権の処分
- 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
- この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取扱う。なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

□注記表

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4 - 2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17 -2 収益認識関係	○	×	×	×
17 -3 国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 記載すべき金額は、注 15 を除き千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注 1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

- ④当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4)完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

①当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

②①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

③①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5)税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会社方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①当該会計方針の変更の内容

②当該会計方針の変更の理由

③会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額④当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響

ロ当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並び額に当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①当該表示方法の変更の内容

②当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

(1)会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額

(3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①当該会計上の見積りの変更の内容

②当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

①当該誤謬の内容

②当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注 7

- (1)担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2)保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3)総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4)総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5)貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6)同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注 8

- (1)総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2)総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3)総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3)事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注 10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注 11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね 1 割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注 12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注 13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注 14 「関連当事者」とは、会社計算規則第 112 条第 4 項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

①一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

②取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引「種類」の欄には、会社計算規則第 112 条第 4 項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注 15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注 17 会社計算規則第 158 条第 4 号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注 17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第 444 条第 3 項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

- ①当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ②収益を理解するための基礎となる情報
 - ③当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注 17-3 法人税、住民税及び事業税の金額に、当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（本表において「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額を含めて表示する場合に、当該金額を記載する（重要性の乏しいものを除く。）。

注 18 注1から注 17-3 までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。